

病児・病後児保育のしおり

子どもが風邪を引いて治療中であつたり、治りかけているけど保育園や幼稚園にはまだ通わせることができないし、仕事にも行かなければならない…

一時預かりを利用したいけど、子どもがケガの療養中で園では預かってもらえない…
そんなときにお子さんをお預かりします。

《病児保育とは？》

病気にかかっている最中(もしくは回復期)で通常の保育がご利用できないお子さまが対象です。
登園、登校ができないときに、お子さんを専用施設で一時保育する事業です。

《病後児保育とは？》

病気は治っているがまだ本来の状態に戻っていない(回復期)のときに、お子さんを専用施設で一時保育する事業です。

《利用対象者は？》

原則、南魚沼市に住所を有するか市内の保育施設に通っている方、または保護者が市内に勤務している方で、次のすべての条件を満たしている方が利用できます。

- ①生後6カ月から小学校3年生までの児童
- ②保護者が勤務等で、家庭で保育をできない状況である
- ③お子さんが病気やケガをしていて、現在その治療中(病児)、回復期(病後児)である
- ④医師から病児保育または病後児保育が可能であることの証明(医師連絡票)を受けている

《必要な書類》

ご利用の際に提出していただく用紙は、市内の各実施施設、市役所本庁舎子育て支援課、塩沢庁舎市民センター及び大和庁舎市民センターに用意してあります。なお、南魚沼市ウェブサイトからもダウンロードしていただけます。

医師連絡票 … お子さんが病気やケガで受診し、治療中により病児保育を利用できること、または、回復期のために病後児保育を利用できることを証明する書類です。医師等に記入してもらったら実施施設へ提出してください。

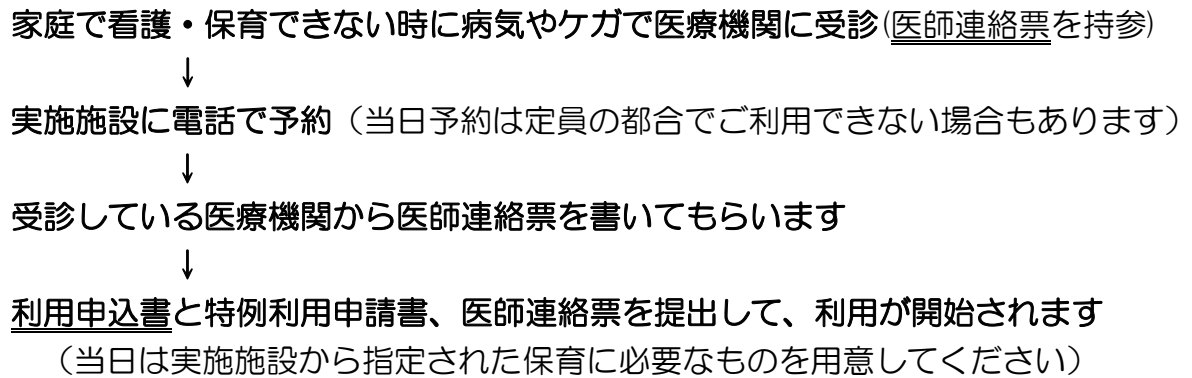
(保険診療：診療情報提供料として算定されます。全ての医療機関で記入してもらえるわけではないので事前に医療機関へ確認をお願いします。)

利用申込書 … お子さんの住所・氏名や利用予定期間などを記入して申し込みます。利用の当日に実施施設へ提出してください。

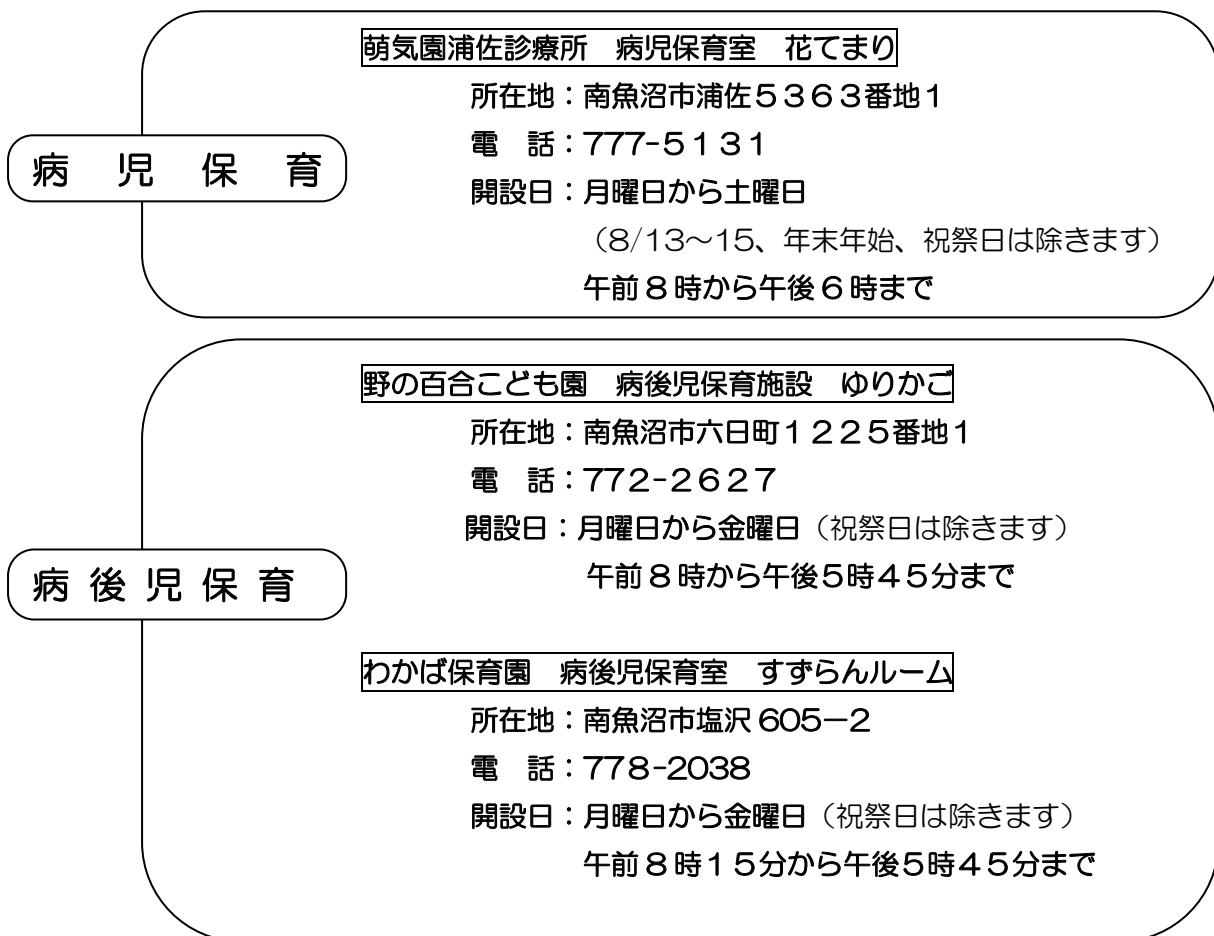
(利用無料券) … 無料券でのご利用の方は必要事項を記入の上、利用時に施設へ提出してください。

特例利用申請書…病児・病後児保育を利用する必要がある保護者の理由等を記入し施設へ提出してください。

《ご利用手続きの流れ》



《病児保育・病後児保育を実施している施設は?》



《ご利用の際にご用意いただくもの》

各実施施設にお問い合わせください。

《利用料金は?》

1日 1,000円

※年齢・利用時間により料金は変わりませんが、生活保護世帯・市民税非課税世帯の利用は無料です。時間外の延長利用はできません。